

# 平成15年第2回教育委員会記録

平成15年1月22日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成15年1月22日(水)午後2時00分～午後3時17分  
(午後3時05分～12分まで休憩)

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者 安本 ゆみ  
委員 大藏 雄之助 委員  
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継  
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 森 仁司  
施設課長 小林 陽一 指導室長 工藤 豊太  
社会教育 スポーツ課長 武笠 茂 中央図書館長 木下 亮子  
社会教育 センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館 次長 杉田 治  
事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 能任 敏幸  
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 3 名

### 会議に付した事件

#### 議案

議案第3号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第4号 杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第5号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部を改正する規程

議案第6号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

議案第7号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改定する規程

議案第 8 号 名誉所長等の称号に関する規則

議案第 9 号 杉並区立科学館名誉館長の称号の贈呈について

## 報告事項

- (1) 平成15年度新入学予定者への就学通知書発送状況
- (2) 「常設展」阿佐ヶ谷文士村展の開催について

**委員長** ただいまから平成 15 年度第 2 回教育委員会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は大蔵委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内のとおり議案が 6 件、報告事項が 2 件となっております。

初めに、日程第 1、議案第 3 号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは議案第 3「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

今回の改正は第 1 条と第 2 条です。平成 14 年にも、執行権限の基準とかサービスの改正とかの規定の整備を行ってきました。今般、そういった一連の規定整備の中で、改めて実態に即した形で規定を整備するという提案しているのが第 1 条の関係です。

中身はたくさんありますが、例えば委任規則や通達の関係で、正規の勤務時間の割振り、週休日の指定、休憩時間や休息時間、そういった規定を幼稚園できちんとしていなかった部分が明らかになってきましたので整備するものです。

第 2 条の関係では、教特法の改正があり、それに伴って改正するものです。5 ページに、第 2 条による改正ということで、旧規則と新規則との関係を出しております。従来の条項が教特法の改正に伴って変わりましたので、条項をそのまま変えて第 1 条と第 2 条とを 2 つに分けたことが今回の改正ということになっております。

附則の中でいつから施行するかですが、この規定は第 1 条の関係は公布の日から施行する。それから第 2 条の関係については、教特法の施行規則が 4 月 1 日から施行するということになっておりますので、それに合わせて平成 15 年 4 月 1 日から施行いたします。

**委員長** ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

**大蔵委員** もともと教育長に大部分委任されていたことですし、そんなに大きな変化はありませんから、承認いたします。

**委員長** ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** 議案第 3 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、議案第 3 号は原案のとおり可決いたしました。

次に日程第 2、議案第 4 号「杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から同様にご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第4号「杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

今回の改正につきましては、自治基本条例が公布されたということで、その趣旨をいかに教育委員会の中でも生かしていくかということで検討してきました。3枚目の新旧対照表をご覧ください。これまで委員の委嘱については、「社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者」ということで規定されておりました。今回、公募の区民参画というところをより強めていく意味合いから、「社会教育関係及び家庭教育の向上に資する活動を行う区民のうち公募による者」と、「公募による者」を入れたのが今回の規則改正で提案したものです。

施行は平成15年4月25日からとなっております。現在の社会教育委員の任期が4月24日までになっておりますので、それに合わせる形で25日から施行ということにしたものです。

**委員長** ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

**大蔵委員** 公募で4人以上の応募があったときは、どのようにして決めるのですか。

**社会教育スポーツ課長** 公募が4人以上になった場合も含めまして、第1次選考、第2次選考というところで行います。第1次選考につきましては、申込書及び小論文。第2次選考については面接ということで4人に絞りたいと考えております。

**大蔵委員** 選考の基準とかそういうものは明示しなくてもいいのですか。

**社会教育スポーツ課長** これを今日ご承認いただければ、この後、選考基準を作ります。募集要項という形で、応募してきた方々に周知していくということで進めていきたいと考えております。

**教育長** 選考方法として、選考基準の中で小論文というものもすでに予定しているのですか。

**社会教育スポーツ課長** 選考基準については、どういった人物を採用するかということをおおまかに決めて、要項の中で、選考の方法、小論文、テーマ等について決めていくという形で整備したいと考えております。

**大蔵委員** それはまた報告として教育委員会に上がってきますか。

**社会教育スポーツ課長** 次回の教育委員会で報告したいと考えております。

**宮坂委員長** 人数は当然、区内であっても、ふさわしい人物ということで選考はするわけでしょうか。

**社会教育スポーツ課長** これについては、4人以内という形になっておりますので選考して、ふさわしい人物を選ぶという形で進めていきたいと存じます。

**宮坂委員長** 応募者が1名でも、当然選考はするわけですね。

**社会教育スポーツ課長** ここでの適格者、それを審査した上で採用する形になります。

**教育長** 学校教育関係者2人以内というのは変えないということでしょうか、これは公立でも私立でもいいのですか。

**社会教育スポーツ課長** 学校教育関係者については、1人が区立小中学校校長の代表者となっておりますが、高校については区内高等学校の校長となっております。

**教育長** でも、片方は公立に指定されているのですね、区立の。

**社会教育スポーツ課長** 小中学校については区立という形になっております。

**教育長** 全体的に基準の見直しをするのかと思ったものですから。線が引っ張ってないところを見ると、それは従前と同じ考え方でということですね。

**社会教育スポーツ課長** はい。

**委員長** 公募という形で範囲を拡大していきたいということですのでよろしいかと思えます。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** 議案第4号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

では次に参ります。日程第3、議案第5号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部を改正する規程」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第5号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部を改正する規程」についてご説明いたします。

今回の改正ですが、幼稚園教育職員の給与の減額免除の承認権者は、これまで「学校運営課長」になっていたわけですが、これを職務専念義務免除の承認権者と減学免除の承認権者を同じにする。これまで別々だったものを「幼稚園長」に改めることによって、同じになるということの改正をするものです。

施行は平成15年1月24日になっています。ここで決定していただきましたら、1日あけて翌日公布というのがこれまでの訓令の公布の仕方ですので、1月24日施行にしているものです。

**委員長** ただいまの説明についてご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

**大蔵委員** 統一するのはいいと思います。それから、できるだけ現場の責任者に下ろしていくのはいいと思いますので賛成です。

**委員長** ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** 議案第5号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第6号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」についてを上程し、審議をお願いします。庶務課長から同様に説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第6号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」についてご説明いたします。

今回の改正については、東京都の条例が平成14年12月15日に公付され、それに伴ったものです。内容としては大きく分けて2つあります。1つが、東京都の条例はこれまで「妊娠初期休暇」ということでなっておりましたが、県費負担教職員の部分について、それが「妊娠障害休暇」と改められたことと、中身も対象期間の拡大等もされており、それに伴っての改正です。

1ページに新旧対照表がありますが、旧の所で「妊娠初期休暇」、新の所で「妊娠初期休暇及び妊娠障害休暇」となっております。これは誤解を招きやすいのですが、県費負担教職員については「妊娠初期休暇」が「妊娠障害休暇」と変わりました。しかし、幼稚園教員についてはまだそうした改正が行われておりませんので、従来どおりの「妊娠初期休暇」ということで二本立てになりますので、「妊娠初期休暇及び妊娠障害休暇」ということで規程を整備したものです。

もう1点は、「子どもの看護休暇」を新設し、配偶者の子どもを含んだ小学校修学前の子どもを養育する職員が対象になっております。子どもの看護のために勤務しないことが相当だと認められた場合には、子どもの看護休暇を取得することができるということで、改めて追加いたしました。同じく1ページ目の新旧対照表の新しい部分で「子どもの看護休暇（県費負担教職員のみ）」ということで新たに新設したものです。

施行ですが、東京都の条例と施行規則に倣って、平成15年1月24日から施行し、平成15年1月1日から適用する。そういう形での施行規程です。

**委員長** ご質問、ご意見ををお願いします。

**大蔵委員** いまのお話からしますと、17の「妊娠初期休暇及び妊娠障害休暇」が一緒になっているのは、本当は幼稚園職員の部分は別に分けてやるべきではないでしょうか。条文は本来別なのでしょう。

**庶務課長** 出勤簿整理規程ですから一緒です。

**大蔵委員** テクニカルな問題ですから、私はこれに異議はありません。

**委員長** ほかにはよろしいでしょうか。

（「なし」の声）

**委員長** 議案第6号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

**委員長** 東京都の条例の一部改正との連動ですので、事務的な必要性が生じたということでお認めいただきたいと思います。では、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に日程第5、議案第7号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第7号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」についてご説明いたします。

今回の改正ですが、現在ISOの取得ということで準備をずっと進めております。1次審査が終わり、1月28日から31日まで2次審査という状況です。1次審査の段階で、認証機関のほうから若干の指摘なども受けまして、昨日、改善報告なども出してきたところです。

そうした中で、本部会議の部分についてさらに拡充した形で強化する必要があるだろうと。これは文書指摘ではなく、話として出されております。

実際に従来規程では、本部会議をわりと簡素化した形で規定してきたわけですが、教育機関ということで、学校に関わる部署が相当多くなっております。そこで、本部会議を強化するということでもう少し柔軟な規程の仕方をおこうということで、今回の改正ということになりました。

「管理責任者のうちから管理総括者の指名する者」ということで、具体的には事務局次長がメンバーになっておりませんでしたので、そういった者を加えること。もう1つは、例えば給食の残飯の関係など諸々のことや、施設運営のこともありますので、施設課長や学務課長を入れる、そういったことができる規程に今回改正しているということです。施行は平成15年1月24日からです。私からは以上です。

**委員長** ご質問、ご意見をお願いします。

運用面から見て円滑な運用がされるようにということが明示されたわけで、内容的によりはつきりしたということで、とくになければ、議案第7号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に日程第6、議案第8号「名誉所長等の称号に関する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いします。

**庶務課長** 議案第8号「名誉所長等の称号に関する規則」についてご説明いたします。

この規則は新規の規則です。1枚開けていただきますと、「名誉所長等の称号に関する規則」ということで載っております。

今般、名誉区民条例が施行されており、名誉区民の称号を与えられた人に対して、教育機関の中でもそうした仕組みを作っておく必要があるのではないかとということで、今回の規則を提案したものです。

名誉所長等を称することができる教育機関ということで第2条に規定してあります。次のページに「別表（第2条関係）」ということでそれぞれ区立各小中学校、幼稚園、済美教育研究所、教職員研修所、図書館、郷土博物館、社会教育センター、科学館ということで、現在の教育施設について、「名誉」の称号の冠を付けたものをやっていきたいということで出しているものです。

「名誉所長等の要件」ということで、第3条に書いてありますが、「名誉所長等を称することができる者は、杉並名誉区民条例に基づき名誉区民に選ばれた者で、委員会の承認を得たものとする」。第4条では、称号の取消しという部分を入れております。また、この規則は公布の日から施行するという事です。

最後に提案理由として「杉並名誉区民に選ばれた区民に対し、区立教育機関における名誉所長等を称することができることとするため、規則を制定する必要がある」ということでの規則の制定です。

**委員長** ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

第3条で「名誉区民条例に基づき名誉区民に選ばれた者」と限定されているわけですが、そうすると区長部局のような所でも同様にこういう規則を定めて連動していくわけですか。

**庶務課長** 区長部局のほうではこうした規則を検討しておりませんで、あくまでも名誉区民条例だけでやっております。

**委員長** いろいろな区立の施設がありますが、そういう所で、名誉何とかというのが読めるわけですか、これの応用編として。そこまではいまのところ考えていないということですか。

**庶務課長** 私どもは区長部局のほうからは、そういったことを考えているとは伺っておりません。

**委員長** 「名誉所長等」というのですが、「等」というのはどういう意味ですか。

**庶務課長** 所長だけではありませんで、学校でしたら学校長になります。1つの例示として所長として、「等」ということでほかのものもあるという規定の仕方になっています。

**委員長** これからのことを考えると、もう少し幅広くしておいたほうがいいと思うのです。名誉区民条例とイコールになっているのでは少し狭いと思います。今後の問題かもしれませんが、社会情勢を考えたり、国際的な状況を見たりした場合に、適用範囲というのはかなり広くあるのではないかと思います。

**教育長** 大学の先生が2人いらっしゃるのでも聞くのですが、名誉教授制度というのは、それを敷衍して大学内の名誉図書館長であるとか、名誉技術研究所長であるとかということはあるのですか。

名誉教授の位置付けのようなことを参考までに伺いたいのですが。

**大蔵委員** 名誉教授の場合にはあまりないと思います。研究所などで非常に大きな功績をお上げになった方ならば何か付くかもしれません。でも、名誉所長というのではないと思います。顧問とかそういうことでも。

**委員長** 外国人の先生方とか、大学経営で総長とか名誉何とかというのは別枠で用意されると思いますが、一般的には名誉教授以外にはないですね。

**教育長** 名誉教授というのは、拘束される部分が結構あるのですか。

**大蔵委員** ありません。あまり名誉を汚さないようにというのはあるかもしれませんが、歩きながらパンを食べてもいいかどうかというのが議論になったことがありまして、名誉教授はいいということになりました。

**宮坂委員** ケースは少し違うと思うのですが、学位がありますね。名誉法学博士というのを外国の大学からもらいますが、あれも単なる名誉ですか。

**大蔵委員** あれは、単なる名誉です。ただ、称号を勝手に名乗ってはいけないことになっているのです。博士号を持っていない人が「私は博士だ」と言うと、それは刑法上の罪になります。しかし、名誉の称号をもらっていれば、「私は博士だ」と言ってもいいというぐらいの程度で、実際に全くの名誉です。

**委員長** ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** 議案第8号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

引き続きまして日程第7の報告事項に入ります。

1件目は「平成15年度新入学予定者への就学通知書発送状況」について、学務課長から報告願います。

**学務課長** お手元の資料に基づいて、「平成15年度新入学予定者への就学通知書発送状況」について報告いたします。

学校教育法施行令第5条に定めるとおり、区立の小中学校に平成15年度に新入学される予定の保護者の方へ、1月10日付で、例年どおり就学通知書を発送いたしました。下の「参考：新入学対象者数」のいちばん下、新入学対象者合計欄を見ますと、今回、対象となる就学年齢に達しているお子さんの合計が、小学校が3,148名。昨年が3,221名でしたので2%余り減っている状況があります。中学校のほうは3,312名。昨年は3,211名で、3%余り増えております。今回、1

月 10 日付で発送しました発送対象者合計数は、小学校が 2,890 名、昨年は 2,968 名で 78 名減になっております。中学校は 3,242 名、昨年は 3,180 名で逆に 62 名増えております。

小・中学校別に発送した内訳が上の表です。この表の真ん中の下に発送対象者数合計として、小学校が 2,890 名、中学校が 3,240 名です。一昨年から学校希望制度を導入しておりますが、希望申請を出さずに、あるいは、出しても抽選という結果もありましたが、指定校に就学していただくということで通知を出した方の総数が、小学校が 2,500 名、中学校が 2,774 名です。これと併せて、指定校以外の隣接校を選んだ学校希望制度申請者数が、小学校 390 名、中学校 468 名という状況です。これを足し合わせますと、真ん中下の発送対象者数合計の数字になるものです。

指定校に入られたお子さんの割合で申し上げますと、小学校が 86.5%、中学校も 85.6%ということで、就学通知書発送段階でも、昨年と大体同様、85～86%の方が指定校に通っている状況です。ちなみに、入学式時点での希望申請による入学者数の比率は、昨年、小学校が 12.2%、中学校が 12.8%という状況でした。中学校については、これから私立などの入試があるということで、今後、国立・私立への入学届などが当然出てきますので、入学式時点での入学者の実数はまた変動してくるという状況です。

なお、前年との対比で説明すべき所を口頭での補足になってしまいましたが、次年度はその辺を工夫して報告したいと思います。

**委員長** ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**安本委員** 「学年変更」という欄が上にも下にもあるのですが、これは具体的にどういう意味ですか。

**学務課長** 例えば上の「就学通知書のみを対象者数」で、中学校が「学年変更（現在小学校 6 年生在籍者）」となっています。学校教育法で就学猶予・免除などの定めがありますが、この方は就学年齢としては本来中学 1 年生のケースだったわけですが、この方が猶予等で、現在小学校 6 年に在籍されている。それらの届出に基づいて学年が変更になった方という意味合いです。

自然の年齢でいえば、本来は当該の学年で入学していただくべきところを、1 年遅れたということ。その理由は、就学の猶予などです。具体的には病弱等やむを得ない事由で真に就学が困難と認められるケースの場合、例としては多くないのですが、教育委員会のほうに申請していただくという手続があります。今年度の中学校のお一方はそういったケースで、本来はすでに中学校に入学していただいているはずのお子さんでしたが、現在は小学校 6 年生で、今回中学校に入学されるというケースです。

**安本委員** 猶予を考えている所は公立でもあるのですか。

**学務課長** あります。

**安本委員** 下の「学年変更（現在小5以下在籍者）」というのは、どういうことですか。

**学務課長** こちらのほうも、同様の事由で教育委員会に申し立てていただいているケースです。この記載が小5となっていますが、これは小6の誤りですので訂正してください。

**安本委員** いちばん下の、不就学で「小学校に通わずに、インター等に通学」という5人の方は、今度公立の中学に入るという意味ですか。

**学務課長** 不就学というケースは、義務教育ですから公立の学校に通うというのが基本ですが、この欄で言いますと、中学校5名となっており、この方々は住民登録はありますが、小学校時代はインターナショナルスクール等に在籍していた区民のお子さんです。

その左側の小学校の斜線部分ですが、こちらは義務教育ですので、就学年齢に達したお子さんには、教育委員会から就学通知書を出します。ただ、小学校時代は区立の小学校に通わずインターナショナルスクールに在籍されたということで、本来、それは学校教育法の体系では学校ではありませんので、教育委員会としては義務教育の段階では、引き続き学校に就学してくださいというお勧めといえますが、保護者への働き掛けはしております。そういったケースが、中学校の場合も5名おられたという状況です。

**宮坂委員長** ちょっと基本的な質問をします。一般論として、義務教育という場合、この義務というのは「学ぶ義務」なのか、それとも「学ばせる義務」なのか、あるいは両方かもしれませんが。例えば就学時期がきた場合、親の意向で1年遅らせるとか、あるいは学校教育法に規定のない学校に行かせるという場合の規定はまったく自由ですか。義務に対する法的な是正通知は、特に教育委員会からは出さず、現在はまったく自由なのでしょうか。

**学務課長** 今の学校教育法の体系では、憲法上もそうですが、保護者の方はお子さんを就学させなければなりません。ですからそれを受けて、教育委員会としては就学年齢に達すれば、基本的に公立学校のほうにお入りくださいという形で通知を出します。しかし、「いや、私は私立に行く」という方がいれば、それは所定の届出を教育委員会に出していただくという形になります。また、いずれの学校にも入学式以降も学籍がなく、ただ住民票上は就学すべき年齢のお子さんがいるという状況があれば、教育委員会では定期的にそういったリストを作成し、保護者の方にご案内をし、就学の義務があるということ、あるいはこういった事情があるのか、もし私立のほうに行かれているのであれば、必要な届出をとということをお願いしています。あるいはケースによっては二重国籍のお子さんで、将来は外国籍を取得する予定であり日本の学校には行かないというケースもあります。その場合には、就学の免除という形で届けを出していただいています。

**宮坂委員長** それでは、強制力はないのですね。

**学務課長** 強制と言いますか、ひもで縛ってお子さんを連れてくるというわけにはいきませんので、

基本的に保護者の就学の義務という部分で、保護者の方への働き掛けを教育委員会のほうで行っている状況です。

**安本委員** 不就学のこの中学校の5人の方ですが、インターナショナルスクールであれフリースクールであれ、小学校はそういう所に行っていて、でも中学校は公立に戻りたいという方が5人いるという意味ですか。

**学務課長** この方は、学校そのものには行かず、インターナショナルスクールに在籍して通学しているという状況で、いわゆるフリースクールとかいうケースもありますが、近年はその辺の対応が弾力化、柔軟化してきており、学校に在籍しながらフリースクールに通うというケースもあります。その辺は学校と保護者の方と十分に話し合っていていただき、学籍の問題には対応しているという状況もあります。

**事務局次長** 現在、新入学対象者の合計は3,312人いる。しかし、この中には5年生以下にいて、中学校に入るべき年齢だが、まだ小学校にいるという方が4名ということですが、この方々については5年生以下でいいと思います。また6年生をやるということになるとと思います。

**学務課長** 失礼いたしました。下の欄の通知を発送していないという方ですが、2年以上学年が遅れている関係で、まだ対象外というケースですので、ここは小学校5年生というこの記載が正しいということです。

**大蔵委員** もしも6年生だったら、上のほうになるということですね。

**学務課長** そうということです。こちらの所は対象外ということですので、失礼しました。

**教育長** そうするとこの中学校の5名の方々は、高等学校を受験する時に義務教育終了者にはならないという恐れは十分ありますね。

**学務課長** そうということです。

**大蔵委員** でもそれは弾力的になってきており、最近はそうでもありません。

**学務課長** インターナショナルスクールのほうに通われていますので、将来的には海外で十分にそれまでの学力や経験を生かして活躍できる、という考えのもとで対応されているケースかと思います。

**大蔵委員** 自由学園等も各種学校になりますが、実際には大学は差別せず入学をさせていますから。

**教育長** 日本はまだその辺は、法律上がんじ搦めです。

高井戸中学校の話ではないのですが、マンション建設という理由も含め中学生が増えているというのは、これは杉並区のことだけではなく全区的な傾向なのか、杉並区とか江東区とかという住宅建設絡みの事情なのか。その辺の他区の状況も比較して、子供が少子化だと言われながらも、中学生が増えているので、社会増という位置付けなのではないでしょうか。何か参考になるお話があれば、

ちょっとお伺いしたいのです。

**学務課長** ここ5年間の区の住民登録人口の推移を見ても、大きな意味での都心回帰という傾向があり、地価下落で住宅が取得しやすくなったという社会的要因も追い風となり、住民登録人口も増えています。それと連動し、いわゆる社会増という要素で子供の数が増え、東京では都心あるいは周辺で同じような傾向が出ています。地域によってはご承知のとおり浦安市、江東区、あるいは練馬区などでは急増するお子さんに対応するため、新たに学校を建設しています。あるいはプレハブだけでは納まらないという状況もあると考えております。

現在は第2次ベビーブーム世代の方が結婚や出産期に入りつつあり、トータルな意味での少子化傾向は、国のほうでも待機児解消、子育て支援ということでさまざまな施策を行っておりますが、急激に回復するという状況はなかなか難しいのです。しかし、出生者数は実数で言えば横這いないしは微増であり、暫くはこの状態で推移するのではないかと予想されます。それに加え、例えば高井戸地域のようにこれまでオープンスペースが多く、企業のリストラ等の整理の中で遊休地や企業グラウンド等が吐き出され、それが住宅に開発され、そこに新しく建物が建って、人口が急に増えてくるという特異な要素も、杉並区内でも地域によってはあるかと思えます。

**委員長** いま、杉並の場合、人口予測については、いつのものを使っているのですか。

**事務局次長** 平成10年です。

**委員長** 次はいつ頃になるのですか。5年ぐらい後ですか。それとも来年ぐらいですか。

**教育長** 人口推計は区独自のものですか、それとも東京都のものですか。

**学務課長** 企画部門のほうで、国勢調査などのデータをベースにしながら、区独自の推計を加えて出しています。

**委員長** 今のお話ですが、最近の社会情勢とかを見ながら、見直しの時期に来ているわけです。経済変動等もいろいろ絡まり、がたがたになっています。

**教育長** 不況になり、ここまで企業倒産が進むとは誰も想像していなかったわけで。

**委員長** 一方ではビルラッシュが続いているから。この辺、いろいろな面で修正を加えていかないと、区のいろいろな将来予測がすべて狂ってくる。この辺で、はっきりさせておいたほうがいいかもしれません。それが基となっているのですから。いま、都市計画で用途地域の見直しが入っています。その辺を参考にする。どのような予測を出しているのかは知りませんが、関係してくるわけです。

他にご意見ございますか。よろしいですか。

次に「『常設展』阿佐ヶ谷文士村展の開催について」です。図書館次長から報告をお願いします。

**中央図書館次長** 「『常設展』阿佐ヶ谷文士村展の開催について」報告をします。去年は企画展で、

「石井桃子展」を開催いたしましたかなり好評でした。今年度は、常設展として「阿佐ヶ谷文士村展」を2月1日から開催いたします。阿佐ヶ谷文士村関係の著作物等の資料については、当区の重要な郷土資料の一環であり、収集にかねてから努めてきました。しかし資料が貴重であるということや、また、戦前からの資料のため紙質が悪く傷みやすいということもあり、館内だけの閲覧で貸出しをしていないこともあり、資料の所蔵自体が区民の方々にあまり知られないまま現在に至っているという状況でした。そこで、杉並区の文化的財産であるこれらの資料を、広く区民の皆様方に知っていただきたいということで、今回この「常設展」として「阿佐ヶ谷文士村展」を開催することにしました。

2月1日から開催をしますが、阿佐ヶ谷文士村の中で特に資料収集の数が多く、いちばん著名な井伏鱒二さんの「井伏鱒二展」を第1回目として4月30日まで実施いたします。それ以降については、順次3カ月ぐらいの単位で行い、2回目の予定は井伏鱒二、太宰治、青柳瑞穂、上林暁、外村繁さんを予定しています。その後も3カ月ぐらいの単位で、順次ご紹介をしていくという形で、現在は考えています。是非、ご覧になっていただけたらと思っています。

**教育長** 「最も有名な」と言われたのですが、最も有名な作家の1人ですね。

**中央図書館次長** そうです。

**教育長** いろいろ思い入れがありますので。この辺の資料は、郷土博物館のほうにもかなりありますよね。あそこと連携をとりながらということですか。

**中央図書館次長** 図書館でも数年前に「井伏鱒二展」を開催しましたが、郷土博物館でも開催しています。今回も若干、郷土博物館のほうから資料をお借りしてきた部分もあります。

**教育長** この前、福山市の方に会いましたら、福山市は井伏鱒二の出身地で、その文学館に資料があり、「かなり井伏鱒二先生のことについては、いろいろ展示物等でお世話になりました」とのお話も伺いました。逆に向こうには、杉並区にはない資料もあるようで、時には郷土博物館の名前を使えば、資料交換といいますが、貸出しなどもしていただけるのではないかと思います。

余計なことかもしれませんが、向こうは向こうとして杉並の井伏鱒二さんということで、大変敬愛の念を持っておられたと感じました。そこはまだ出来て間がなく、私は行っていません。間がないといっても、もう何年か経っていると思います。なにかの折にでも寄りたいと思っています。

**委員長** よろしいでしょうか。

以上で報告事項はすべて終わりました。ほかに何かありますか。

**庶務課長** 今日の報告の中には入っていませんが、口頭で追加の報告をしたいと思います。

都費負担教職員に対し区費で超過勤務手当を払ったのは違法だということで、杉並区長と教育

委員会事務局庶務課長が住民訴訟を起こされた事件がありました。これについて、昨年の平成 14 年 12 月 20 日に判決の言い渡しがあり、平成 15 年 1 月 6 日に控訴期限が切れるということでしたが、控訴がされず判決が確定しました。その中身を簡単に報告したいと思います。

今回の判決については、一言で言いますと、適法な監査請求を得ていない、不適法な訴えであるということで却下という扱いになっています。言わば門前払いで実際の訴えの中身について審議をするのではなく、形式上で却下ということになりました。以上です。

**委員長** 何か質問等がありますか。よろしいですか。

では、本日の予定されておりました日程は終わったわけですが、議案が 1 件追加提出されました。追加議案は人事案件でありますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条により、会議を非公開にしたいと思いますがいかがですか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議はないようですので、人事関係の追加議案の審議については、非公開とさせていただきます。

ここで、3 時 10 分まで休憩いたします。

(休 憩)

**委員長** 会議を再開いたします。これからは会議を非公開といたします。

追加議案、議案第 9 号「杉並区立科学館名誉館長の称号の贈呈について」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いします。

**庶務課長** 議案第 9 号「杉並区立科学館名誉館長の称号の贈呈について」を説明します。

先ほど、議案第 8 号「名誉所長等の称号に関する規則」について可決していただき、早速公布を行いました。今回、規則の中で名誉所長等の要件に「委員会の承認を得たものとする」という規定がありますので、今回の議案の提出ということになりました。

名誉館長の称号を贈呈する者ですが、「杉並区下井草 4 丁目 11 番 7 号、小柴昌俊、大正 15 年 9 月 19 日生まれ」。小柴教授に名誉館長になっていただくということです。次のページに履歴書があります。経歴と受賞歴は記載のとおりです。私からは以上です。

**委員長** ご質問、ご意見をお願いいたします。

**大蔵委員** お受けいただけるのなら、結構なことだと思います。

**委員長** ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** 議案第 9 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** では、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

ありがとうございました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これで委員会を終了いたします。